

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

- (1) 寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号。以下「規則」という。）別表福島県の項中「荒川砂防出張所」を「吾妻山山系砂防出張所」に改める。
- (2) 規則別表富山県の項中「登山研修所」の所在地及び官署名を削る。

2 改正の理由

1 (1)について

福島県の吾妻山山系における大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化等の観点から、平成 21 年 4 月 1 日付けで砂防出張所の組織再編が行われ、規則別表において、寒冷地手当支給官署として指定されている東北地方整備局福島河川国道事務所荒川砂防出張所の名称が変更されることになるため。

1 (2)について

規則別表において寒冷地手当支給官署として指定されている登山研修所が、平成 21 年 4 月 1 日付けで独立行政法人日本スポーツ振興センターへ移管されるため。

※ 規則別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 3 条第 2 項の規定により、人事院の勧告事項とされているが、単なる官署の廃止や名称の変更に伴う改正等については、官署の新規指定の場合と異なり、気象条件等の実質的判断を行うものではないことから、従来より勧告を要しないものとして処理している。

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日